

各自立生活援助事業所 管理者 様
各指定特定相談支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

「訓練等給付費 標準利用期間を超える支給決定の取扱いに係る要綱」
の一部改正について

みだしのことにつきまして、下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1 趣 旨

平成30年度より新設された「自立生活援助」（標準利用期間 1年）にかかる標準利用期間超えの事務取扱い規定を追加するもの。

2 主な改正内容

本文、別表及び様式第1号に「自立生活援助」の規定を追加。

3 新旧対照表

（別紙1）のとおり

4 施行期日

令和2年2月1日

5 新要綱

（別紙2）のとおり

6 標準利用期間を超える場合の手続きの流れ

（1）標準利用期間満了の2カ月前頃に、区役所等から利用者へ案内文が送付される。

・「障害福祉サービス（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労定着支援・自立生活援助）の標準利用期間の満了のお知らせ」（別紙3）

・「標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて」（別紙4）

（2）利用者、自立生活援助事業所及び指定特定相談支援事業所で協議し、標準利用期間を超えてサービス提供が必要であると判断された場合は、以下の書類を作成し、支給決定を行う区役所等（以下「区役所等」という。）へ提出する。

自立生活援助事業所

・提出書類

ア「訓練等給付費 標準利用期間を超える更新決定にかかる協議書」（要綱様式第1号）

イ「更新後の個別支援計画（案）」

・提出期限…支給期間終了日の前月中旬まで

（例：3月31日が終了日の場合は、2月15日頃までに提出）

・提出先…指定特定相談支援事業所（指定特定相談支援事業所を利用していない場合は、自立生活援助事業所から直接区役所等へ提出する。）

指定特定相談支援事業所

- ・提出書類（自立生活援助事業所から提出された書類にウを添付のうえ提出）
ア「訓練等給付費 標準利用期間を超える更新決定にかかる協議書」（要綱様式第1号）
イ「更新後の個別支援計画（案）」
ウ「サービス等利用計画案」
- ・提出期限…支給期間終了日の前月末日（厳守）まで
（例：3月31日が終了日の場合は、2月末頃までに提出）
- ・提出先…区役所等

(3) 更新適否の決定

協議書の内容及び受給者本人の意向をもとに、支給期間の更新の適否について、当面の間、障害者支援課にて決定します。結果については、区役所等から指定特定相談支援事業者に対して連絡します。

(4) 支給期間

更新にかかる支給期間は1年間を限度とします。再更新は原則として認められません。
※ 特段本人から短縮の申し出がない限り、支給期間は1年間となります。

【参考】標準利用期間満了を迎える方の更新手続きの流れ

